

1 制度全般にかかわる事項

No	質問項目	質問内容	回答
1		均等割減免制度とは。	個人市民税額は、所得の金額にかかわらず一律にかかる「均等割」と、所得の金額に応じてかかる「所得割」により算出しています。 均等割減免制度は、本市独自の取扱いで、所得割の納税義務がない方の均等割額の全額を免除する制度です。
2	制度概要	均等割減免制度をなぜ廃止したのか。	均等割減免制度は、昭和26年に低所得者の税負担の軽減を図るために創設したもので、当時は全国的に見られた制度でしたが、その後、昭和51年に非課税措置が地方税法に設けられた結果、創設当初の意義が薄れ、地域社会の会費を住民が広く負担するという地方税制度の趣旨にそぐわなくなりました。 これにより、全国に類を見ない、京都市独自の制度となっていたため、令和6年度から、他都市並みの制度となるよう、見直しました。
3	税更正	税更正することで、経過措置対象者となった場合、税更正後の申請以降でなければ、給付を受けることはできないのか。	8月中に申請があり、課税として不承認になった方の場合、税更正後、8月まで遡及して、給付を受けることができます。8月までに申請を行わなかった方の場合、税更正があったとしても、8月まで遡及して給付を受けることができませんのでご注意ください。
4	生活保護開始・廃止	令和6年度から経過措置の対象者であり、給付を受けていたが、年度途中で生活保護の受給を開始した。その後、生活保護が廃止となった場合は、再度経過措置の対象となるのか。	以下の事例のように、一旦経過措置の対象から外れた場合については、その後再び経過措置の要件を満たしたとしても、経過措置の対象者にはなりません。 ・いったん市外転出して再度本市に転入してきた場合 ・令和6年度に非課税になって、令和7年度以降に再度経過措置の要件に該当することになった場合 ・経過措置対象者が課税者と同一世帯になり経過措置の対象から外れたが、再度課税者と別世帯となった場合 等 ご質問の場合についても、生活保護開始の時点で、経過措置の対象から外れることとなりますので、その後、仮に生活保護廃止となったとしても、再度経過措置の対象者にはなりません。
5		経過措置の要件を満たしているが、令和6年1月2日に、他都市の介護保険施設に入所した。住所地特例により保険者は京都市であり、市民税の納付先も京都市である。経過措置の対象となるか。	経過措置は本市市民に対して適用することを前提としているものであるため、他都市に転出された場合は経過措置の対象となりません。
6	住所地特例	経過措置の対象者が、令和6年10月に、他都市の介護保険施設に入所した。住所地特例により保険者は京都市のままであるが、経過措置は継続されるのか。	経過措置は本市市民に対して適用することを前提としているものであるため、他都市に転出された時点で経過措置は廃止となります。
7		もともと他都市で介護サービスを受けていたが、令和4年度から京都市内の介護保険施設に入所している。住所地特例により保険者は他都市であるが、市民税の納付先は京都市であり、令和5年度は均等割減免の対象となっていた。経過措置の対象となるか。	京都市民であっても、京都市の被保険者でない方は、経過措置の対象となりません。
8	対象可否の判定	令和5年度は高額介護サービス費の給付を受けていたが、特定入所者介護サービス費(補足給付)の給付は受けていない。令和6年度は高額介護サービス費の経過措置の対象になると思うが、補足給付の経過措置も対象となるか。	施策ごとに給付実績を把握するため、令和5年度に補足給付を受けていなければ、令和6年度以降、補足給付の経過措置の対象にはなりません。

2 特定入所者介護サービス費(補足給付):介護保険施設等食費・居住費の軽減措置

No	質問項目	質問内容	回答
1	給付実績	令和5年度に均等割減免を受けており、負担限度額認定証の交付を受けていたが、実際に補足給付を受けることはなかった。令和6年度以降、経過措置の対象になるか。	経過措置は、均等割減免により、実際に負担が軽減されていた方への激変緩和措置であるため、令和5年度に補足給付の給付実績がない場合は、経過措置の対象となりません。
2	資産要件	経過措置の対象者の要件を満たしているが、今年度、負担限度額認定における資産要件を超過している。経過措置の対象になるか。	経過措置の対象者の要件を満たしていても、資産要件を満たしていない場合は、経過措置の対象となりません。ただし、再び資産要件を満たした状態で再申請があった場合は、再申請月の月初から経過措置の対象となります。
3	申請時期	9月以降に申請すると、経過措置を受けられないのか。	申請月の月初からの適用となります。年度当初の8月まで遡って適用することはできませんので、ご注意ください。
4	申請方法	区役所・支所での申請は可能か。	区役所・支所での申請も受け付けてはいますが、可能な限り、返信用封筒による郵送での申請をお願いします。
5	給付額の支払	経過措置による給付額はいつ振り込まれるか。	利用月の翌月から起算して、概ね4か月後に振込予定です。
6	別世帯配偶者の判定	令和5年度と令和6年度の課税状況が以下の場合、Aは経過措置の対象になるか。 <世帯員A>Bの配偶者(ただし、住民基本台帳上、Aとは別世帯)。 ・令和5年度、令和6年度いずれも市民税非課税。 ・令和5年度に補足給付の給付実績あり。 <世帯員B>Aの配偶者(ただし、住民基本台帳上、Bとは別世帯)。 ・令和5年度は均等割減免対象、令和6年度は制度廃止の影響で市民税課税。	経過措置の対象となります。
7	住所地特例	以下の状況の場合、世帯員Aは経過措置の対象になるか。 <世帯員A>Bの配偶者。京都市外の施設に入所しているが、住所地特例により京都市の被保険者。 ・令和5年度、令和6年度いずれも市民税非課税。 ・令和5年度に補足給付の給付実績あり。 <世帯員B>Aの配偶者。京都市在住。 ・令和5年度は均等割減免対象、令和6年度は制度廃止の影響で市民税課税。	住所地特例で保険者が京都市であっても、京都市民ではなくなっているため、経過措置の対象となりません。
8-1	令和6年度に給付実績がない場合	令和6年度に経過措置の対象要件を満たしていたが、令和6年度中に、補足給付を受けることはなかった。この場合、令和7年度以降、経過措置の対象とならないのか。	施策本来の対象でなくなる場合を除き、仮に令和6年度に利用がなかったとしても、令和7年度以降に利用があれば、経過措置の対象となります。 なお、施策本来の対象でなくなる場合とは、次のような場合をいいます。 ・いったん市外転出して再度本市に転入してきた場合 ・令和6年度以降のいずれかの年度で非課税世帯となって、経過措置の対象から外れた場合 ・経過措置対象者が課税者と同一世帯になり経過措置の対象から外れたが、再度課税者と別世帯となった場合 等
8-2		この方が令和6年度に申請を行わず、令和7年度以降に初めて申請を行ったとしても、経過措置の給付を受けることができるのか。	お見込みのとおりです。

3 高額介護サービス費(介護サービス利用料の軽減措置)

No	質問項目	質問内容	回答
1	申請	今回、経過措置の申請を特に行っていないが、経過措置を受けられるのか。	経過措置対象者のうち、経過措置取扱施設の入所者で、令和6年7月末時点で高額介護サービス費受領委任払の承認を受けている方については、自動更新されるため、新たに申請を行っていただく必要はありません。 経過措置対象者のうち、経過措置取扱施設の入所者で令和6年7月末時点で高額介護サービス費受領委任払の承認を受けていない方については、フォローアップセンターから申請書及び受領委任状の様式を送付しますので、必要事項を記入のうえ、返送してください。 経過措置対象者のうち、施設に入所しておられない方や経過措置取扱施設でない施設の入所者については、いったん本来の負担額をお支払いいただくこととなります。その後、フォローアップセンターから申請書様式を送付しますので、必要事項を記入のうえ、返送してください。後日、経過措置による還付額が指定の口座に振り込まれます。
2	給付額の支払	経過措置による給付額はいつ振り込まれるか。	利用月の翌月から起算して、概ね4か月後に振込予定です。
3	世帯合算	経過措置の対象要件を満たす同一世帯員であるA、Bのうち、Aは令和5年度に高額介護サービス費の受給実績があり、Bは令和5年度に高額介護サービス費の受給実績がなかった。 令和6年8月に、AとBの利用者負担額がともに50,000円だった場合、経過措置の給付額はどのように計算されるのか。	Aは令和5年度に高額介護サービス費の受給実績があるため経過措置の給付を受けられませんが、Bは令和5年度に高額介護サービス費の受給実績がないため経過措置の給付対象とはなりません。 給付額は、経過措置の上限額で高額介護サービス費を再計算した金額から、介護保険制度から支給済みの高額介護サービス費の金額を差し引いて計算します(ただし、当月に高額介護サービス費の支給が無い場合は差し引きません)。 <ご質問の場合の計算> ア. 令和6年8月のAの高額介護サービス費の金額:27,800円 ※50,000円+50,000円(利用者負担額の合計)-44,400円(世帯負担の上限額)=55,600円 これをA、Bの利用者負担額の比率で按分してAは27,800円、Bは27,800円となります。 イ. 経過措置の上限額で高額介護サービス費を再計算した金額:37,700円 ※アについて令和6年度の経過措置の上限額(24,600円)で再計算した金額 アとイの差額を計算 37,700円-27,800円=9,900円 したがって、Aの経過措置の給付額は9,900円となります。
4	負担割合	均等割減免制度の廃止によって、負担割合が1割から2割に上がり、自己負担額が上がった。経過措置の対象になるか。	負担割合が上がったことにより自己負担額が増加し、高額介護サービス費の非課税世帯の(経過措置適用後の)自己負担限度額を超えた場合は、高額介護サービス費の経過措置の対象となります。この場合、令和5年度の高額介護サービス費の支給実績は問いませんが、令和5年度に高額介護サービス費の対象となるサービスの利用があった場合に限りです。
5		4のとおり、負担割合が上がったことに伴い、自己負担額が24,600円を超えたが、令和5年度は、住宅改修費のみしか受けていなかった。この場合、令和6年度に経過措置の対象となるか。	令和5年度に高額介護サービス費の対象となるサービスの利用がなかった場合は、経過措置の対象となりません。 なお、以下の費用は高額介護サービス費の対象となりません。 ・福祉用具購入費、住宅改修費の自己負担分 ・介護保険施設での食費・居住費など保険給付外のサービスにかかった費用

4 その他

No	質問項目	質問内容	回答
1	経過措置期間	補足給付と高額介護サービス費で経過措置期間が異なるのはなぜか。	原則として、経過措置期間を4年間としますが、補足給付のような、施設入所に係る施策については、長期の利用で影響額が大きいため、経過措置期間を7年間としています。
2	保険料	均等割減免制度の廃止によって、非課税から課税になったが、介護保険料はどうなるか。	介護保険料については、均等割減免制度により市民税の納付義務が免除されていた方は、従前から「課税」の区分で算定されているため、均等割減免制度の廃止による影響はありません。
3	世帯状況の変化	【経過措置期間中に世帯員等に変動があった場合の取扱い】 世帯員の状況は次のとおりとする。 <世帯員A>世帯主。75歳。 令和5年度：均等割減免対象。介護サービス利用なし。 令和6年度：均等割のみ課税 <世帯員B>Aの妻(同居)。75歳。 令和5年度：非課税。介護サービス利用あり(補足給付受給)。 令和6年度：非課税	
①		令和6年度にAが介護サービスの利用を開始した場合、Aは経過措置の対象となるか。	Aは令和5年度に介護サービスの利用がないため利用経過措置の対象となりません。
②		令和6年度にA、Bが市内で転居した場合、経過措置は継続されるか。	市内で転居した場合は経過措置は継続されます。
③		令和6年度にA、Bが離婚し、それぞれ単身世帯となった場合、経過措置は継続されるか。	Aは令和5年度に介護サービスの利用がないため利用経過措置の対象となりません。Bは単身世帯となった場合は非課税世帯となりますので、当月末で経過措置は廃止となり、翌月からは本来の介護保険制度からの給付となります。ただし、施設入所などの離婚以外の事由により別居した場合は、補足給付の経過措置が継続されます。
④		令和7年4月にA、Bが市外に転出し、令和7年10月に再び市内に転入した場合、経過措置は継続されるか。	経過措置は本市市民に対して適用することを前提としているものであるため、他都市に転出された場合はその時点をもって経過措置は廃止となります。
⑤		令和7年4月にBが死亡。その後、令和7年10月にAが介護サービスの利用を開始した場合、Aは経過措置の対象になるか。	Aは令和5年度に介護サービスの利用がないため利用経過措置の対象となりません。

No	質問項目	質問内容	回答
4	世帯状況の変化	<p>世帯員の状況は次のとおりとする。</p> <p><世帯員A>世帯主。75歳。 令和5年度:均等割減免対象。介護サービス利用なし。 令和6年度:均等割のみ課税</p> <p><世帯員B>Aの妻(同居)。75歳。 令和5年度:非課税。介護サービス利用あり(補足給付受給)。 令和6年度:非課税</p> <p><世帯員C>A、Bの長男。50歳。令和6年8月1日時点で単身世帯。 令和5年度:均等割減免対象。 令和6年度:均等割のみ課税。</p>	
①		令和6年10月にA、BがCの世帯に転入した場合、A、Bは経過措置の対象となるか。	Aは令和5年度に介護サービスの利用がないため利用経過措置の対象となりません。Bの転居先に均等割減免対象者(C)がいるため、Bの補足給付の経過措置は継続されます。
②		令和6年10月にAのみがCの世帯に転入し、Bが単身世帯となった場合、Aは経過措置の対象となるか。また、Bの経過措置は継続されるか。	Aは令和5年度に介護サービスの利用がないため利用経過措置の対象となりません。Bは単身世帯となった場合は非課税世帯となりますが、離婚以外の事由により別居した場合は、補足給付の経過措置が継続されます。
③		令和6年10月にBのみがCの世帯に転入し、B、Cの2人世帯となった場合、Bの経過措置は継続されるか。	Bの転居先に均等割減免対象者(C)がいるため、Bの補足給付の経過措置は継続されます。
5	世帯状況の変化	<p>世帯員の状況は次のとおりとする。</p> <p><世帯員A>世帯主。75歳。 令和5年度:均等割減免対象。介護サービス利用なし。 令和6年度:均等割のみ課税</p> <p><世帯員B>Aの妻(同居)。75歳。 令和5年度:非課税。介護サービス利用あり(補足給付受給)。 令和6年度:非課税</p> <p><世帯員C>A、Bの長男(同居)。50歳。 令和5年度:均等割減免対象 令和6年度:均等割のみ課税</p>	
①		令和6年にCの収入が増え、令和7年度から課税になる見込みだったが、令和7年1月にCが転出し、A、Bの2人世帯となった。Bの経過措置は継続されるか。	Cの転出により令和7年度(令和7年8月以降)もA(均等割のみ課税)とB(非課税)の2人となりますのでBは経過措置の対象となります。

No	質問項目	質問内容	回答
6	世帯状況の変化	<p>世帯員の状況は次のとおりとする。</p> <p><世帯員A>世帯主。75歳。 令和5年度:均等割減免対象。介護サービス利用なし。 令和6年度:均等割のみ課税</p> <p><世帯員B>Aの妻(同居)。75歳。 令和5年度:非課税。介護サービス利用あり(高額介護サービス費受給)。 令和6年度:非課税</p> <p><世帯員D>A、Bの長女。45歳。令和6年8月1日時点で単身世帯。 令和5年度:非課税 令和6年度:非課税</p>	
		<p>令和6年10月にA、BがDの世帯に転入した場合、A、Bは経過措置の対象となるか。</p>	<p>非課税のDと同一世帯となった場合でも、Bは経過措置が継続されます。</p>
		<p>令和6年10月にAのみがDの世帯に転入し、Bが単身世帯となった場合、Aは経過措置の対象となるか。また、Bの経過措置は継続されるか。</p>	<p>Aは令和5年度に介護サービスの利用がないため利用経過措置の対象となりません。Bが単身世帯となった場合は非課税世帯となりますので、当月の10月末で高額介護サービス費の経過措置は廃止となり、翌月の11月からは本来の介護保険制度からの給付となります(ただし、10月1日転入の場合は、9月末で経過措置が廃止となり、10月1日から介護保険制度の給付となります。)</p>
7	世帯状況の変化	<p>世帯員の状況は次のとおりとする。</p> <p><世帯員A>世帯主。75歳。 令和5年度:均等割減免対象。介護サービス利用なし。 令和6年度:均等割のみ課税</p> <p><世帯員B>Aの妻(同居)。75歳。 令和5年度:非課税。介護サービス利用あり(補足給付及び高額介護サービス費受給)。 令和6年度:非課税</p> <p><世帯員E>A、Bの次男。43歳。令和6年8月1日時点で単身世帯。 令和5年度:課税 令和6年度:課税</p>	
		<p>令和6年10月にA、BがEの世帯に転入した場合、A、Bは経過措置の対象となるか。</p>	<p>当月の10月末で経過措置は廃止となります(ただし、10月1日転入の場合は、9月末で経過措置が廃止となります。)</p>
		<p>令和6年10月にAのみがEの世帯に転入し、Bが単身世帯となった場合、Aは経過措置の対象となるか。また、Bの経過措置は継続されるか。</p>	<p>Aは令和5年度に介護サービスの利用がないため、経過措置の対象となりません。Bは単身世帯となった場合は非課税世帯となりますので、当月の10月末で高額介護サービス費の経過措置は廃止となり、翌月の11月からは本来の介護保険制度からの給付となります(ただし、10月1日転入の場合は、9月末で経過措置が廃止となります。)。一方で、離婚以外の事由により別居した場合は、補足給付の経過措置が継続されます。</p>

No	質問項目	質問内容	回答
8	世帯状況の変化	<p>世帯員の状況は次のとおりとする。</p> <p><世帯員A>世帯主。75歳。 令和5年度:均等割減免対象。介護サービス利用なし。 令和6年度:均等割のみ課税</p> <p><世帯員B>Aの妻(同居)。75歳。 令和5年度:非課税。介護サービス利用あり(補足給付受給)。 令和6年度:非課税</p> <p><世帯員F>Aの弟。73歳。令和6年8月1日時点でGと同居。 令和5年度:均等割減免対象。介護サービス利用なし。 令和6年度:均等割のみ課税</p> <p><世帯員G>Fの妻。73歳。令和6年8月1日時点でFと同居。 令和5年度:非課税。介護サービス利用あり(補足給付受給)。 令和6年度:非課税</p>	
①		令和6年10月にA、BがF、Gの世帯に転入した場合、A、B、F、Gは経過措置の対象となるか。	A、Fは令和5年度に介護サービスの利用がないため利用経過措置の対象となりません。 経過措置対象者世帯同士が同一世帯となった場合、B、Gは経過措置が継続されます。